

# 人権が尊重される明るく住みよいまちをめざして



## 8月は「人権尊重社会をめざす県民運動強調月間」です。

人権とは、誰もが生まれながらに持っている人間らしく幸せに生きる権利です。しかし、私たちの周りには「偏見」や「差別」といった、人権に関わるさまざまな問題があります。正しい認識を深め、どうすれば解決できるのか、家族や友人などと話し合ってみましょう。

### 同和問題（部落差別の解消に向けて）

- 日本社会の歴史的過程の中で形づくられた身分差別で、生まれ育った場所などを理由に、日常生活や結婚の際に差別を受ける我が国固有の人権問題です。
- 差別のない社会を実現することを目的として平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行され、令和4年7月に「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。

### 「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」

この条例では具体的に次の**4つの行為を禁止**しています。

- 1 図書や地図、その他の資料の公表または流布  
例：同和地区の所在地が記載された図書等を公表するなど
- 2 インターネットによる情報の提供  
例：同和地区を訪問し動画をアップロードするなど
- 3 結婚または就職に際しての身元調査  
例：結婚相手や就職活動を行う者が同和地区出身であるかを調査するなど
- 4 土地建物などを取引の対象から除外するための調査  
例：不動産取得時に、その土地が同和地区であるかを調査するなど

問い合わせ…総務課 ☎048-271-9229 FAX048-258-1118

緑と花でつくる川口の元気!!

## 緑化推進事業に ご協力ください

### 協賛の内容

- ◆協賛金：フラワースタンド1基を1口として、1口1万円（10口まで申し込み可）  
※協賛金は、市への寄附金となり、法人税法上損金算入が認められ、所得税法においても寄附金控除の対象となります。  
また、個人の場合はふるさと納税の対象となります。
- ◆サイン掲示期間：11月～令和7年4月の6ヶ月間
- ◆募集口数：250口
- ◆募集対象：企業・団体・店舗（個人事業主含む）または個人など



問い合わせ…みどり課 ☎048-242-6335 FAX048-285-2003

市民の皆さんと緑のまちづくりを推進するため、緑化推進事業への協賛を募集します。

協賛いただいた場合は、フラワースタンドのサインボードに協賛者（企業・団体・店舗・個人など）の名称または氏名を掲載します。

### 設置場所 3路線

#### 新オートレース通り

「西川口駅入口」交差点から「オートレース場北」交差点までの約1,300m

#### 西川口陸橋通り

「県税事務所」交差点から「青木五丁目」交差点までの約810m

#### 前川中央通り

前川観音通り「前川」交差点から城北信用金庫前川支店先の交差点までの約720m

●フラワースタンドの位置は原則指定できません。

●希望の設置場所が申し込み多数の場合は、場所の変更や設置場所に近い申込者を優先する場合があります。

### 申し込み

申請書に必要事項を記載し、みどり課へ提出してください。

◆締め切り **8月31日(土)**

申請書のダウンロードなど  
詳細は市ホームページをご確認ください。

